

東泉丘サテライト室整備の時系列

賃貸借契約：令和4年(2022年)12月18日

家賃等：月額368,500円

(206号室：家賃154,000円＋管理費11,000円、207号室：家賃192,500円＋管理費11,000円)

入居（鍵渡し）：令和5年(2023年)1月16日

令和5年(2023年)入居日～2月に掛けて、工事業者3社に見積依頼・管理会社を通じてオーナーとの調整。その他、必要物品の調達準備を行う

令和5年(2023年)3月1日 床工事発注→上旬に完了

[206号室]902,000円、[207号室]1,298,000円 計2,200,000円

令和5年(2023年)3月20日 壁工事発注→3/24までに完了

[206号室]363,000円、[207号室]671,000円 計1,034,000円 工事合計3,234,000円

令和5年(2023年)3月27日～31日 物品納品・搬入

令和5年(2023年)4月2日(日)保護者へサテライト室オープンの周知

【分割発注理由】

○R5.4入会児童数151人の受け入れのため、サテライト室のオープンが急務だった。

(既存のクラブ室2室では75.5人/室では条例違反となる)

豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(職員)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。

(中略)

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

附 則

2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所について、第10条第2項及び第11条第4項の規定を適用する場合においては、当分の間、第10条第2項中「1.65平方メートル」とあるのは「0.9平方メートル」と、第11条第4項中「40人」とあるのは「70人」とする。

○施設課経由の積算・発注待ちでは、R4年度内の工事完了は望めなかった。

○着工・竣工が1か月遅れるごとに、カラ家賃(月額368,500円)の支払いが発生するため、賃借料とのトータルで見た場合、最も経済的な手法と認識

※年度替わりの時期であるため、仮に(施設課が最速での対応可能であることを前提に)R5.4に新年度予算で現場説明会(4月上旬)、質問回答(4月中旬)、入札(4月下旬)、着工(5月上旬)、竣工(5月末)となった場合、仮に総額2,497,000円で落札となっても、家賃との合算で言えば同額。かつ4月・5月は条例違反状態

○3事業者からの見積徴取を実施しており、入札と同等の競争性は確保したと考えている。

ポイント①：一般論として、130万円を超える建物等修繕の事務フローと入札までに要する時間

ポイント②：仮に1～2か月で入札が完了できるとして、1月に施設課が業務対応可能か